

婦人関係業務参考資料No.81

被災者の妻の雇用に関する
アンケート調査
— 結果報告書 —

昭和 52 年 8 月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

調 査 の 概 要	1
調査結果の概要	3
1 被災者の妻の雇用状況	3
2 被災者の妻の雇用の理由	6
3 被災者の妻の雇用の根拠	7
4 事業所独自の労働災害被災者に対する付加給付	8

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族福祉向上の見地から労働者家族の問題とその福祉対策について、かねてから調査研究、啓発活動等をすすめてきたところである。

なかでも、労働災害、病気、その他の事故等で死亡したり、労働不能となった労働者の妻に対する施策等の参考に資するため、その雇用の状況については握することとした。

そこで、昨年8月、これら被災者の妻の雇用について事業所の対策・考え方を明らかにするため「被災者の妻の雇用に関するアンケート」を実施し、その結果をここにまとめた。

本調査の実施にあたり、御協力をいただいた事業所の皆様に厚く御礼申し上げる。

昭和53年3月

労働省婦人少年局

調 査 の 概 要

1 調 査 目 的

労働災害、病気、その他の事故等で死亡したり、労働不能になった労働者の妻の雇用について事業所の対策・意見等を明らかにして、労働者家族の福祉対策に資することを目的とする。

2 調 査 範 囲

- (1) 地 域 関東4都県（埼玉、千葉、東京、神奈川）
- (2) 産 業 建設業、製造業、運輸・通信業（日本標準産業分類による）
- (3) 事 業 所 (2)に掲げる産業に属し、常時30人以上の労働者を使用する民営事業所のうち一定の方法で、抽出した約600事業所

3 調 査 期 間

- (1) 調査対象期間 昭和49年8月1日～昭和52年7月31日の3年間、但し調査事項によっては昭和52年8月15日現在。
- (2) 調査実施期間 昭和52年8月15日～31日

4 調 査 機 関

労働省婦人少年局

5 調 査 方 法

通信調査

6 調 査 事 項

- (1) 労働者の被災状況
- (2) 被災者の妻の雇用状況及びその理由
- (3) 事業所の労災付加給付の状況

7 回収結果

有効回収数 467 (有効回収率 74.1%)

8 産業・規模別調査対象事業所数

	計	30人~99人	100人~299人	300人以上
計	467	108	104	255
建設業	36	10	10	16
製造業	390	84	86	220
運輸・通信業	41	14	8	19

調査結果の概要

1 被災者の妻の雇用状況

調査対象事業所のうち過去3年間(昭和49年8月1日~昭和52年7月31日)に労働災害、病気、その他の事故等で死亡したり労働不能になった労働者(以下被災者という)の妻を1人でも雇用した事業所は17.3%である。(表1)また他事業所での被災者の妻を雇用した事業所は6.4%である。(表2)

表1 被災者の妻の雇用状況

(%)

	計	産業			規模		
		建設業	製造業	運輸通信業	30人~99人	100人~299人	300人以上
計	100.0 (467)	100.0 (36)	100.0 (390)	100.0 (41)	100.0 (108)	100.0 (104)	100.0 (255)
雇用した	17.3	16.7	18.2	9.8	4.6	9.6	25.9
雇用しなかった	82.7	83.3	81.8	90.2	95.4	90.4	74.1

表2 他事業所での被災者の妻の雇用状況

(%)

	計	産業			規模		
		建設業	製造業	運輸通信業	30人~99人	100人~299人	300人以上
計	100.0 (467)	100.0 (36)	100.0 (390)	100.0 (41)	100.0 (108)	100.0 (104)	100.0 (255)
雇用した	6.4	5.6	6.9	2.4	3.7	3.8	8.6
雇用しなかった	93.6	94.4	93.1	97.6	96.3	96.2	91.4

被災者の妻を1人でも雇用した事業所の割合は300人以上の事業所では25.9%、100人~299人の事業所では9.6%、30人~99人の小事業所では4.6

％である。(表1)

また過去3年間に自事業所内に被災者がいた事業所(53.7％)ではそのうちその妻を雇用した事業所は24.3％である。(表3)

表3 自事業所内の被災者の妻の雇用状況

(％)

	計	業				規 模		
		建 設 業	製 造 業	運 通 業	輸 送 業	80人~99人	100人~299人	300人以上
計	1000 (467)	1000 (36)	1000 (390)	1000 (41)	1000 (108)	1000 (104)	1000 (255)	
あ	537(251) 1000	500(18) 1000	544(212) 1000	512(21) 1000	176(19) 1000	298(31) 1000	788(201) 1000	
その妻を雇用した	243	222	255	143	53	194	269	
その妻を雇用しなかった	757	778	745	857	947	806	781	
なし	463	500	456	488	824	702	212	

これを被災の原因別にみると、労働災害により死亡した者があった事業所は9.4％でそのうちその妻を雇用した事業所は13.6％である。(表4) また労働災害により重度障害者となった者があった事業所は1.1％でそのうちその妻を雇用した事業所はない。

表4 労働災害による死亡者の妻の雇用状況

(％)

計	死亡者あり	その妻を雇用した	その妻を雇用しなかった	死亡者なし
100.0 (467)	9.4 (44)			90.6
	100.0	13.6	86.4	

病気、その他の事故等により死亡した者があった事業所は49.3％で、そのうちその妻を雇用した事業所は24.3％である。(表5) また病気、その他の事故等により重度障害者となった者があった事業所は7.3％で、そのうちその妻を雇用した事業所は17.6％である。(表6)

表5 病気、その他の事故等による死亡者の妻の雇用状況

(％)

計	死亡者あり	その妻を雇用した	その妻を雇用しなかった	死亡者なし
100.0 (467)	49.3 (230)			50.7
	100.0	24.3	75.7	

表6 病気、その他の事故等による重度障害者の妻の雇用状況

(％)

計	重度障害者あり	その妻を雇用した	その妻を雇用しなかった	重度障害者なし
100.0 (467)	7.3 (34)			92.7
	100.0	17.6	82.4	

なお、自事業所内での被災者の妻を雇用した事業所では、雇用しなかった事業所より、他事業所の被災労働者の妻を雇用した事業所の割合が高く、前者では16.4%で後者では5.3%である。(表7)

表7 自事業所内の被災者の妻の雇用の有無別
他事業所での被災者の妻の雇用状況

(%)

		計	自事業内で被災者があった	
			その妻を雇用した	その妻を雇用しなかった
他事業所での被災者の妻の雇用の有無別	計	100.0 (251)	100.0 (61)	100.0 (190)
	雇用した	8.0	16.4	5.3
	雇用しなかった	92.0	83.6	94.7

2 被災者の妻の雇用の理由

被災者の妻を雇用した事業所のその雇用理由としては「家族を扶養しなければならないので、生計が立つよう配慮する必要があると思った」が76.5%でもっとも多く「本人の人柄がよく信用がある」が25.9%、「就業経験があり、それを活用できる」が19.8%となっている。(表8)

表8 被災者の妻を雇用した理由

(% M.A.)

計	本人が資格、技能をもっておりそれを活用できる	就業経験があり活用できる	家族を扶養しなければならないので生計が立つよう配慮する必要がある	本人の人柄がよく信用がある	その他
100.0 (81)	4.9	19.8	76.5	25.9	16.0

また一方、被災者の妻を雇用しなかった理由としては、「本人に就職する希望がない」が62.7%でもっとも多く次には「欠員がない」14.6%、「社内に適当な職種がない(技能、資格がないためも含む)」,「自力で他事業所に就職した」がそれぞれ12.7%となっている。(表9)

表9 被災者の妻を雇用しなかった理由

(% M.A.)

計	社内に適職がない	年齢が高い	欠員がない	他事業所にあった	自力で他事業所に就職した	就業経験がなく適応に不安がある	被災者の地位が妻に影響する	本人に就職希望がない	その他	不明
100.0 (268)	12.7	1.1	14.6	3.0	12.7	1.5	—	62.7	24.6	0.7

注) 自事業所での被災者の妻を雇用しなかった事業所、他事業所での被災者の妻の応募等があったが雇用しなかった事業所を対象としている。

3 被災者の妻の雇用の根拠

被災者の妻を雇用した根拠はその全てが「慣行」あるいは「その他」であり「その他」は本人の事情により個別に対処したもの等と考えられる。

表10 被災者の妻の雇用の根拠

(%)

	被災者の妻を雇用した事業所	自事業所の原因				他事業所の被災
		労働災害の死亡	労働災害の重度障害	労働災害以外の死亡	労働災害以外の重度障害	
計	1) (81)	100.0 (6)	100.0 (0)	100.0 (56)	100.0 (6)	100.0 (30)
就業規則 労働協約等		—	—	—	—	—
慣行		50.0	—	32.1	16.7	10.0
その他		50.0	—	67.9	83.3	90.0

注 1) 表1における被災者の妻を雇用した事業所数である。また、被災の原因別の事業所の数は原因が重複するため1)の数と一致しない。

4 事業所独自の労働災害被災者に対する付加給付

(1) 死亡の場合

業務災害又は通勤災害により労働者が死亡した場合の事業所独自の付加給付で最も多いのは、弔慰金で全体の91.4%の事業所が支給している。次に多いのは遺族給付金で63.2%、葬祭料57.6%、退職金の増額47.8%、社葬の実施40.7%がつづく。

その根拠をみると、就業規則、労働協約等というものが多く遺族給付金を支給する事業所の96.6%、弔慰金では96.5%、葬祭料では92.6%、退職金の増額では87.4%、及び社葬の実施では55.8%がこれら規則、協約等でその内容を定めている。(表11)

表11 事業所独自の付加給付の有無(死亡の場合)

(%)

	計	給付あり	根 拠		給付なし
			就業規則 労働協約等	慣 行 そ の 他	
遺族給付金の支給	100.0 (467)	63.2 (295)100.0	96.6	3.4	36.8
弔 慰 金 の 支 給	100.0 (467)	91.4 (427)100.0	96.5	3.5	8.6
葬 祭 料 の 支 給	100.0 (467)	57.6 (269)100.0	92.6	7.4	42.4
社 葬 の 実 施	100.0 (467)	40.7 (190)100.0	55.8	44.2	59.8
退 職 金 の 増 額	100.0 (467)	47.8 (223)100.0	87.4	12.6	52.2

(2) 傷病の場合

業務災害又は通勤災害により、労働者が傷病又は障害を被った場合の事業所独自の付加給付で最も多いのは、災害見舞金で80.5%の事業所が支給している。次に多いのは休業給付金で71.9%、障害給付金63.8%、退職金の増額37.7%がつづく。

その根拠をみると、就業規則、労働協約等というものが多く休業給付金を支給している事業所では98.2%が、障害給付金では98.0%、災害見舞金では95.7%、退職金の増額では89.8%がこれら規則、協約等でその内容を定めている。(表12)

表12 事業所独自の付加給付の有無(傷病の場合)

(%)

	計	給付あり	根 拠		給付なし
			就業規則 労働協約等	慣 行 そ の 他	
休業給付金の支給	100.0 (467)	71.9 (336)100.0	98.2	1.8	28.1
障害給付金の支給	100.0 (467)	63.8 (298)100.0	98.0	2.0	36.2
災害見舞金の支給	100.0 (467)	80.5 (376)100.0	95.7	4.3	19.5
退 職 金 の 増 額	100.0 (467)	37.7 (176)100.0	89.8	10.2	62.8

秘

被災者の妻の雇用に関するアンケート

昭和52年8月
労働省婦人少年局

都道府県	事業所番号	産業分類番号	事業所規模	計	常雇	臨時雇	事業所名	事業内容	記入担当者
			1 30-99人	計					課長
			2 100-299人	男子労働者			所在地		TEL 内線
			3 300人以上	女子労働者					氏名

1. 貴事業所では、過去3年間(54.9.8.1-52.7.31)に

(1) 労働災害で死亡した方がいますか。

- イ. いる(人)→その方の妻を雇用しましたか。
(1) した(人) (2) しない
ロ. いらない

(2) 労働災害で重傷障害者(労働保険障害等級1〜3級)となった方はいますか。

- イ. いる(人)→その方の妻を雇用しましたか。
(1) した(人) (2) しない
ロ. いらない

(3) 労働災害以外の事故・病気等で死亡した方はいますか。

- イ. いる(人)→その方の妻を雇用しましたか。
(1) した(人) (2) しない
ロ. いらない

(4) 労働災害以外の事故・病気等で重傷障害者(厚生年金保険障害等級1〜2級)となった方はいますか。

- イ. いる(人)→その方の妻を雇用しましたか。
(1) した(人) (2) しない
ロ. いらない

2. 貴事業所では、過去3年間(54.9.8.1-52.7.31)に、他事業所の従業員で、前問の(1)〜(4)の状況になった方の妻を雇用しましたか。

(1) した→それは(1)〜(4)のどれにあたりますか。(1) (人)

(2) (人)

(3) (人)

(4) (人)

(2) しない

3. 質問1.2について、雇用した又は雇用しなかった理由を次の中から選んで二つまで○印をつけて下さい。(雇用した者と雇用しなかった者と両方ある場合は(1)(2)の両方について○印をつけて下さい)

(1) 雇用した理由

イ. 本人が資格(看護婦、運転免許等)、技能(計算、簿記等)をもっており、それを活用できる。

ロ. 就業経験があり、それを活用できる。

ハ. 家族を扶養しなければならないので、生計が立つよう配慮する必要があると思った。

ニ. 本人の人格がよく信用がある。

ホ. その他()

(2) 雇用しなかった理由

イ. 社内に適当な職種がない。(技能、資格がないためも含む)。

ロ. 年令が高い。(オ)

ハ. 欠員がない。

ニ. 他事業所にあつせんした。

ホ. 自力で他事業所に就職した。

ヘ. 就業経験がなく、職業適応に不安がある。

ト. 被災者の地位が、妻に影響すると考えられる。(課長等の妻は、社内では雇用しない。)

チ. 本人に就職する希望がない。

リ. その他()

4. 質問1.2で、雇用した方の雇用形態等は何かですか。

	1.の(1)(2)で雇用した者	1.の(3)(4)で雇用した者	2.で雇用した者
雇用形態	人	人	人
雇用期間	人	人	人
フルタイム別	人	人	人
パートタイマー	人	人	人
専門的・技術的・管理的職業務従事者	人	人	人
事務従事者	人	人	人
販売従事者	人	人	人
運輸・通信従事者	人	人	人
技能工生産工程作業従事者	人	人	人
サービス業務従事者	人	人	人
その他	人	人	人

5. 質問1.2での雇用(過去3年間に限らず)就業規則・契約等その規定がある場合も含む)について、その根拠は何ですか。該当する欄に○印を入れて下さい。なお、その規定が「条件付等」のものである場合には△印を入れて下さい。

区分	就業規則・労働協約	その他の社内規定	慣行	その他
1.の(1)の雇用				
(2)の雇用				
(3)の雇用				
(4)の雇用				
2.の雇用				

6. 貴事業所では、労働災害被災者に労働保険給付以外に、独自に実施していることがありますか。該当する欄に○印を入れて下さい。

区 分		あ り （その根拠）			な し
		就業規則・ 労働協約	その他の 社内規定	慣 行	
死 亡 の 場 合	遺族給付金の支給				
	弔慰金の支給				
	葬祭料の支給				
	社葬の実施				
	退職金の増額				
傷 病 の 場 合	休業給付金の支給				
	障害給付金の支給				
	災害見舞金の支給				
	退職金の増額				
その他					